

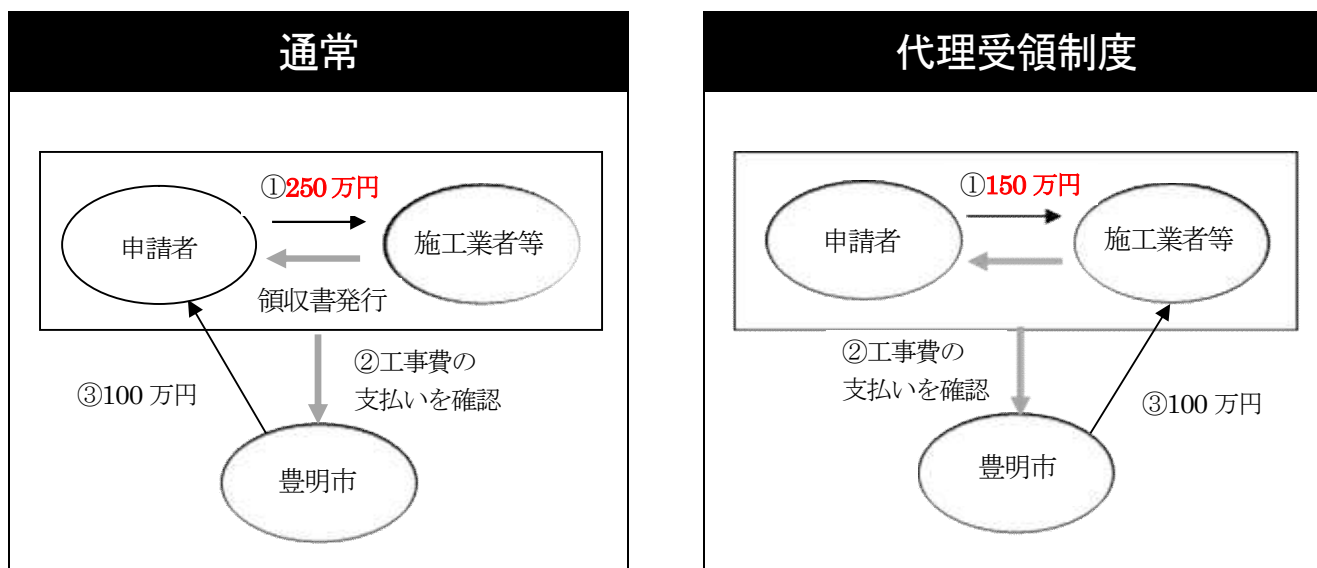
# 耐震関連事業の補助金受領に 代理受領制度が使えます

## 【代理受領制度とは】

申請者（住宅所有者など）との契約により、耐震改修工事などを行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。

（例）木造住宅の耐震改修工事を行う場合で、工事費が250万円、補助金100万円のときは次のようになります。



## 【代理受領制度を利用できる補助金は？】

以下の補助金を受けて工事等を行う場合、代理受領ができます。

### （豊明市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱）

- ・ 木造住宅耐震改修事業
- ・ 木造住宅段階的耐震改修事業
- ・ 木造住宅除却事業
- ・ 木造住宅耐震シェルター整備事業

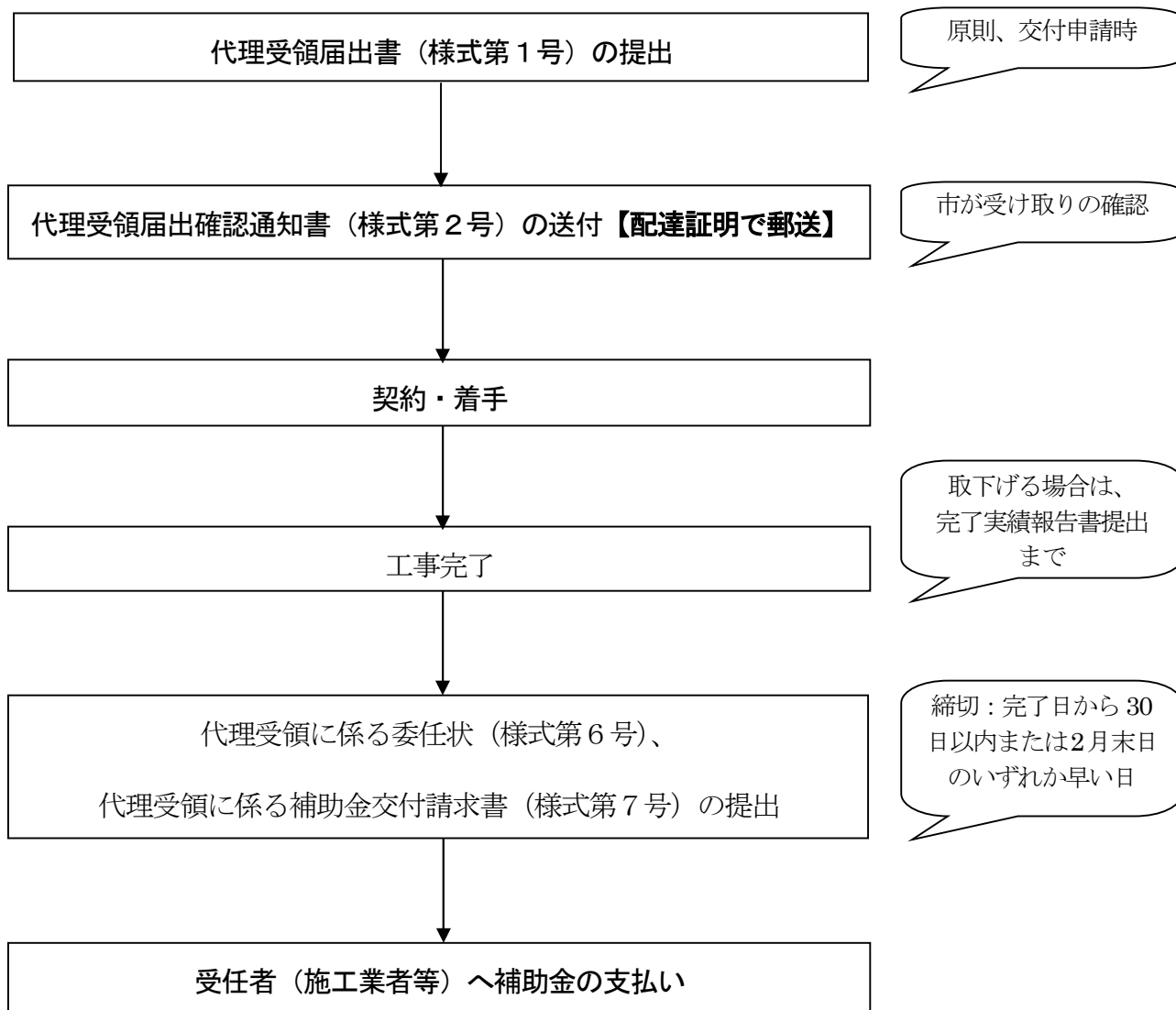
### （豊明市非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱）

- ・ 非木造住宅・建築物耐震診断事業
- ・ 非木造住宅耐震改修事業

## 【補助金交付の流れ】

申請者と受任者（施工業者等）との合意が必要です。

制度の利用を希望される方は、契約予定相手の方とよく話し合ってください。



## 【申請者（所有者等）の方へお知らせ】

申請者が、代理受領制度の利用を希望しているという意思確認のため、配達証明で「代理受領届出確認通知書」を郵送します。なお、代理受領制度の利用を取りやめたい場合は、この通知書の受け取りから10日以内にご連絡いただきますようお願いいたします。この通知書の受け取りがない場合、代理受領制度を利用できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### 【お問合せ先・申請先】

豊明市 都市計画課 計画建築係（市役所本館2階）

TEL 0562-92-1114 FAX 0562-92-1141